

東京大学スポーツ先端科学研究拠点顧問に関する内規

平成29年 4月 1日
拠 点 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学スポーツ先端科学研究拠点内規第7条に基づき、スポーツ先端科学研究拠点（以下「拠点」という。）の顧問について定めるものとする。

(任務)

第2条 顧問は、スポーツ先端科学研究拠点長（以下「拠点長」という。）の諮問に応え、スポーツ先端科学研究拠点運営委員会（以下「委員会」という。）に出席し、拠点の運営に関し助言し、意見を述べることができる。

(選考)

第3条 顧問は、前条の任務に関し高い識見を有する学外者のうちから、委員会の議を経て、拠点長が委嘱する。

(任期)

第4条 顧問の委嘱期間は、拠点長が委嘱の都度定めるものとし、再任を妨げない。

(補則)

第5条 この内規に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。